

佐賀県西部広域環境組合ごみ処理施設建設委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐賀県西部広域環境組合が、設置しようとする中間処理施設及び最終処分場の建設を推進するため、佐賀県西部広域環境組合ごみ処理施設建設委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討し、管理者に報告する。

- (1) ごみ処理施設整備に関すること。
- (2) ごみ処理施設の運営方式に関すること。
- (3) 地域振興策に関すること。
- (4) その他管理者が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、構成市町である伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町の副市町長を委員とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定による調査審議が終了し、新ごみ処理施設が稼動するまでとする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(調査・検討)

第8条 委員会は、必要に応じて専門の事項を調査検討させるため、専門部会の設置を行う。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、佐賀県西部広域環境組合事務局が行う。

(公開)

第10条 委員会の会議については原則非公開とする。ただし、会議録については公開を行う。

- 2 委員長は会議の内容に応じて必要があると認めるときは、会議録の一部又は全部を非公開とすることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営のための必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月19日から施行する。